

会社概要

- ◆ 会社名 株式会社 飛内交通
- ◆ 代表者 伊藤 志穂
- ◆ 所在地 〒061-1125
北海道北広島市稲穂町東 2 丁目 1 番地 2
イナホアンソレイエ 1-101
- ◆ TEL 011-375-1570
- ◆ FAX 011-375-1580
- ◆ MAIL tobiuchi__8921@atbb.ne.jp
- ◆ 会社設立 令和 6 年 7 月 17 日
- ◆ 事業内容 一般貸切旅客自動車運送事業
事業許可番号 北自旅一第 285 号
- ◆ 従業員数 25 名
- ◆ 保有台数 21 台

令和6年度輸送の安全に関する情報

株式会社 飛内交通

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くします。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- ③ 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。
- ④ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

* 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割をはたします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

* 安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実行し安全対策を不断に見直すことにより、社員が一丸となって業務を遂行することで絶えず輸送の安全の向上につとめます。

2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

	令和6年度目標・達成状況	令和7年度目標
(1) 人身事故ゼロ！	0件 達成・(0件)	(1) 重大事故ゼロ！
(2) 飲酒運転ゼロ！	0件 達成・(0件)	(2) 飲酒・過労運転の撲滅！
(3) 物損事故ゼロ！	0件 達成・(0件)	(3) 物損事故ゼロ！

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報（令和6年度）

件数 0件（死亡事故0件、重傷事故0件、軽傷事故0件、物損事故0件、事故報告書提出件数0件、康起因事故0件）自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

4. 安全管理規程

別添1のとおり

5. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

- ・直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況
有・無
- ・直近3年間の民間指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況
有（令和6年）・無

- ・全車輛ドライブレコーダー導入。そのデータを活用した乗務員教育。
- ・運転者指導教育年間計画を作成し全乗務員対象で実施。
- ・健康診断の結果に基づき健康管理について指導しました。
- ・適齢、適性診断の結果から受診者へ助言・指導しました。

- ・ヒヤリハット情報・事故情報の収集分析を行い、情報共有し、輸送の安全の確保に対する意識の向上をはかります。
- ・健康診断の受診結果を基に健康管理指導を実施します。
- ・毎月全乗務員対象に教育・研修を行い乗客の安全の確保に努めます。
- ・【たて・よこの言葉のキャッチボールでトラブル防止！】
縦断的、横断的コミュニケーションを図り安全意識を社内の隅々まで浸透させ事故につながりかねない情報をしっかりと把握します。

【輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制】

```
graph TD; RD[代表取締役] <-->|指示・伝達| SOM[安全統括管理者]; RD <-->|報告| SOM; SOM <-->|指示・伝達| OM[運行管理者]; SOM <-->|報告| OM; OM <-->|連絡| MM[整備管理者]; MM <-->|報告| OM; MM <-->|指示・伝達| OM; STB[札幌運輸支局<br/>検査整備保安担当] -- 報告 --> SOM; C[乗務員] -- 報告 --> OM;
```

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ・乗務員に対し指導監督指針を網羅した年間指導教育計画に基づいて月に一度の教育を行っています。
- ・健康診断や適性診断の結果を基に助言・指導を行っています。
- ・管理者は外部機関が主催するセミナー等に積極的に参加し、自社の安全管理体制に活用するように努めます。
- ・初任運転者に対する添乗実技指導 「別添2 初任運転者教育記録」のとおり

8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

- ・安全管理の取り組み状況に関するチェックリストを活用し、内部監査としました。
- ・安全目標の達成状況や安全管理の取り組み状況を把握することで、来年度への新たな取り組みを発見することができました。
- ・ヒヤリハット情報の収集にもう少し積極的に取り組み、乗務員や社内でのコミュニケーションの一部にしていきたいと思いをします。

9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 渡邊 辰次

選任年月日 令和7年 1月 6日

10. 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者	雇用形態	正規雇用	正規雇用以外		
		18人	0人		
	社会保険等加入者数	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		16人	16人	18人	18人
	平均勤続年数	0年			
	平均給与月額 の水準	正規雇用運転者	正規雇用以外 運転者		
		A			

※平均勤続年数は直近事業年度における正規雇用運転者が対象（過去に勤務していた他社の勤続年数は含まない）。

運行管理者及び整備管理者の人数	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
	4人	1人	1人	0人
内他業務（運転者等）の兼任者数	1人	0人	0人	0人

11. 事業用自動車に係る情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入数	ASV搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型	21台	2000年	2019年	25年	21台	21台	15台
中型	台	年	年	年	台	台	台
小型	台	年	年	年	台	台	台

区分	主な運行の態様 観光輸送（昼間）、観光輸送（夜間）、学校・企業等送迎、冠婚葬祭輸送、乗合高速バス受託、その他のいずれかを記載	任意保険の加入状況	
		対人保険補償額	対物保険補償額
大型	観光輸送	無制限円	無制限円
中型		円	円
小型		円	円



車輛紹介

メーカー	車種	列	乗車定員
三菱	スーパーハイデッカー	12	60
三菱	スーパーハイデッカー	12	60
三菱	スーパーハイデッカー	12	51
三菱	スーパーハイデッカー	11	55
三菱	スーパーハイデッカー	11	55
三菱	スーパーハイデッカー	11	52
三菱	ハイデッカー	11	57
三菱	ハイデッカー	11	57
三菱	ハイデッカー	11	57
日野 J	ハイデッカー	12	60
日野 J	ハイデッカー	12	51
日野 J	ハイデッカー	11	47
いすゞ	スーパーハイデッカー	11	53
いすゞ	スーパーハイデッカー	12	55
いすゞ	ハイデッカー	12	62
いすゞ	ハイデッカー	12	62
いすゞ	ハイデッカー	12	62
いすゞ	ハイデッカー	12	55
いすゞ	ハイデッカー	12	62
いすゞ	ハイデッカー	12	62
いすゞ	ハイデッカー	12	62

別添1

安全管理規程

株式会社 飛内交通

安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 安全統括管理者は、社長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各担当を統括し、指導監督を行う。
- 3 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各担当を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要

な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

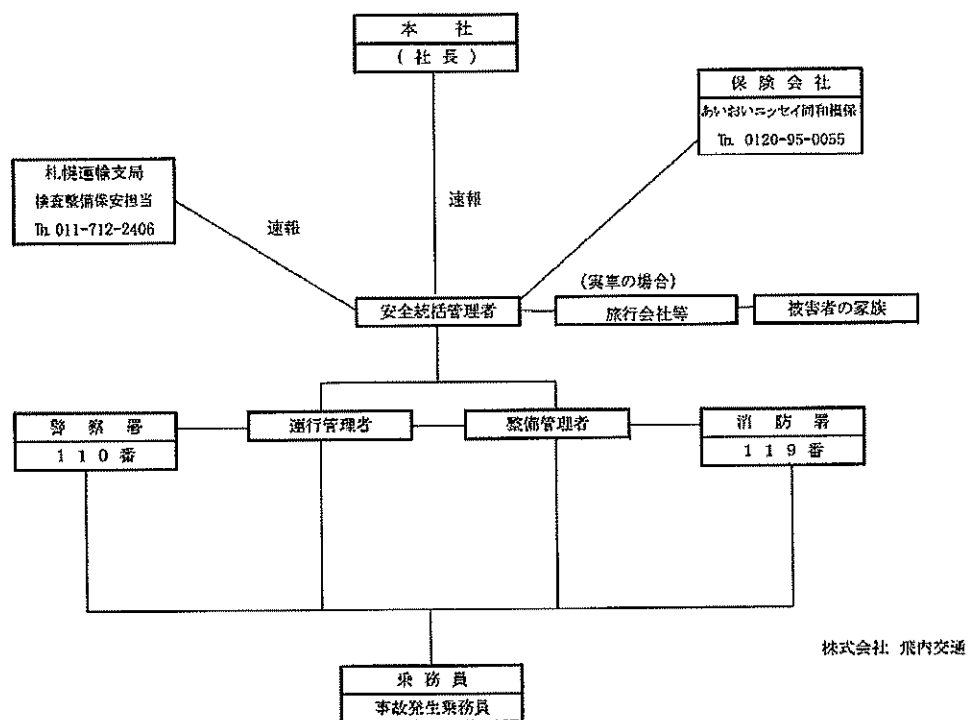
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

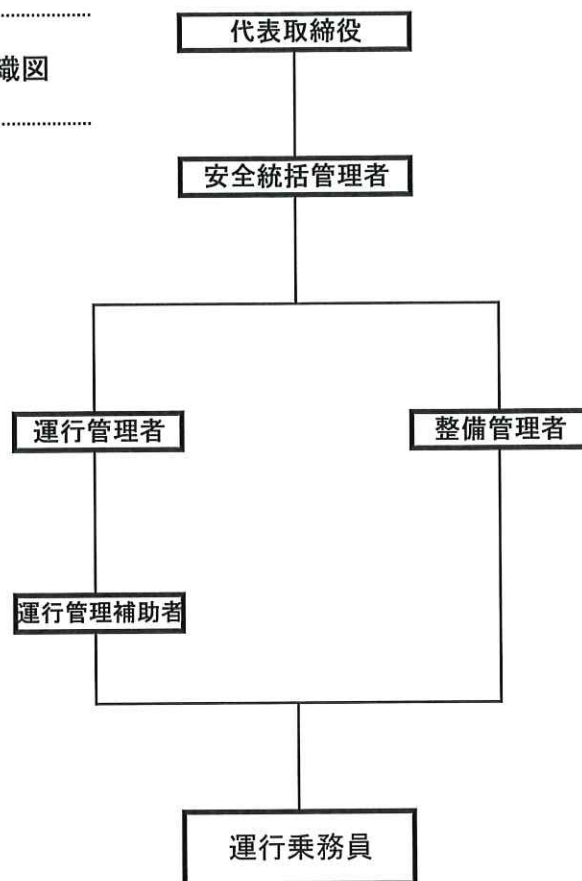
第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

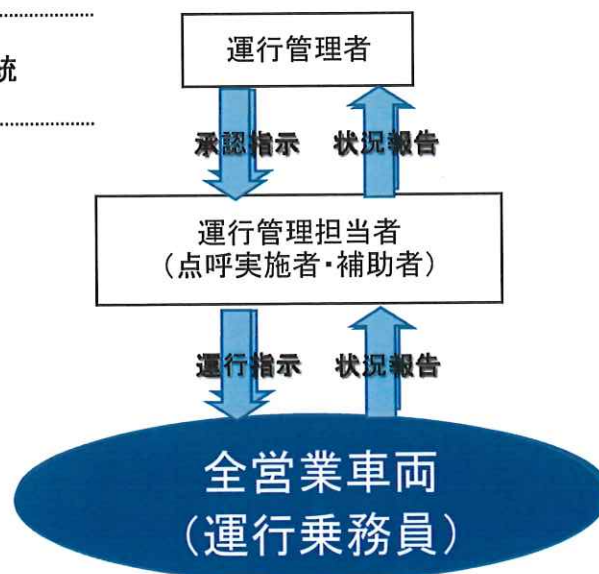
事故・災害等に関する緊急連絡体制図



株式会社 飛内交通 組織図



当日バス運行指揮系統



別紙

輸送の安全に関する情報の記録及び保存方法

1. 本規定第18条第3項の取り扱いについて、各事業所で所持している「輸送の安全に関する情報」は各事業所の所属長が責任を持って記録・保管をする
2. 情報全般は、作成した書類はファイルに、データはUSB又はSDカード等にそれぞれ記録する。
3. 記録したものは、所属長の管理下のもとロッカー等の収納庫に保管する。使用する際は、所属長の許可を得る。
4. 保存期間は、記録開始日より3年とし、期間の満了を迎えたものから順に廃棄するものとする。尚、廃棄には所属長及び安全統括管理者の了解を必要とする。

附 則

本規程実施年月日

令和6年12月16日より実施

令和7年 1月 6日より一部改正し実施

別添2

初任（準初任）運転者の特別な教育指導記録簿（貸切）

運転者氏名	白石 慎司	選任車種	大型車
-------	-------	------	-----

指導項目		指導資料	指導場所	指導者	実施年月日	時間
証 学	1 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	保存 ☒	営業所	渡邊	4月3日	1:30
	2 事業用自動車の構造上の特性と目点検の方法	保存 ☒	車庫	渡邊	4月3日	2:00
	3 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	保存 ☒	営業所	渡邊	4月4日	1:30
	4 危険の予知及び回避	保存 ☒	車庫	渡邊	4月4日	2:00
	5 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法	保存 ☒	営業所	渡邊	4月4日	1:30
	6 ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	保存 ☒	営業所	渡邊	4月4日	1:30
(告示基準は10時間以上)					合計	10:00

実 技	7 安全運転の実技	※ 別添実技指導記録		保存 ☒
		(告示基準は20時間以上)	合計	20:54

指導内容	
1	道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項（運行指図書等の遵守を含む）、道路交通法（無免許運転、無資格運転、ひき逃げ行為等の禁止等の交通ルール）を理解させ、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させた。
2	実際に運転する事業用自動車を用いて、事業用自動車の構造及び装置の概要及び車高、視野、死角、内輪差等の他の車両との差異を理解させた。また、目点検の実施方法を指導した。
3	シートベルトの着用の徹底と運行及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導した。
4	危険予知訓練の手続きを用い、交通事故につながるおそれのある危険を予知させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導した。また、運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分の車両を用いて制動装置の急な操作の方法を指導した。
5	安全性の向上を図るための装置（※ASV：1. 2. 3. 4. 5.）を備える貸切バスを運転するため、当該装置の機能への適応及び誤った使用方法が交通事故の要因となる事を説明し、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させた。 ※ ASVとは1. 衝突被害軽減装置 2. 車線逸脱警報装置 3. 車道維持支援装置 4. 車両安定性制御装置 5. ふらつき注意喚起装置
6	安全運転の実技の際のドライブレコーダーの記録を使用し、運転者自身の運転特性を把握させ是正のために必要な指導を実施した。
7	実際に運行する可能性のある道路で、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法について指導により指導を実施した。普通道（夜間）の運行を行う運行経路（時間帯）における指導を実施した。運行経路（① 高速道路 ② 国道 ③ 県道 ④ 市町村道 ⑤ その他）

【注意事項】

- ① 指導項目 2、4、7 は乗務する車両（大型・中型・小型）の中で1番大きな車種で実施する必要あり（選任車種での実施）
- ② 指導項目 7 の20時間以上は指導を受ける初任・準初任運転者個人のハンドル時間の合計かつ選任車種での実施が必要
- ③ 指導項目 7 は指導者の指導を受け、営業運行で実施してはならない
- ④ 指導項目 6 は指導項目 7 の安全運転の実技の際の記録を利用して実施する

貸切バス運転者としての選任年月日	令和7年4月7日	※ 上記指導項目1～7（4、5、7）を完了の後に選任
選任後、上記指導の内容に係る習得の程度を把握し、必要に応じ指導（効果確認の実施）	※ 別添効果確認記録	保存 ☒

【準初任について】

- ① ア 当社で乗務経験のある貸切バスより大型の車種区分のバスに乗務する前
イ 直近1年間で20時間以上の乗務経験（実技指導の経験を含む）がない場合に乗務する前 ※ ア、イの場合は実施が必要
- ② 少なくとも実技指導項目 4、6 及び実技指導項目 7 について実施する必要あり
- ③ 実技指導項目 4、6 の指導時間は初任が1～6金で10時間以上となっており、該当項目4、6において同程度の時間の実施で足りる

(初任・準初任・事故惹起)の特別な指導実技記録

運転者名		白石 慎司		退任日	R7.4.7			退任手続	大型車	ルート	実技指導の具体的な内容	チャート 記録保存	ドラレコ 記録保存
No.	日付	添乗員	乗客	乗客区分	出発時間	帰庫時間	休憩時間	ハンドル時間	計				
1	4月1日	小野寺	5758	大型車	7:46	18:04	2:05	7:46	7:46	東海一丸りもー号	教育実習マニュアルに沿った指導	☒	☒
2	4月2日	小野寺	5758	大型車	8:08	18:05	1:31	8:12	15:54	河室～三石～東海	教育実習マニュアルに沿った指導	☒	☒
3	4月3日	小野寺	5758	大型車	7:50	13:58	1:10	4:56	20:54	東海～新宮～東海	教育実習マニュアルに沿った指導	☒	☒
4												☐	☐
5												☐	☐
6												☐	☐
7												☐	☐
8												☐	☐
9												☐	☐
10												☐	☐

※ 添乗員(実技指導担当者)の指導歴

No.	氏名	指導歴
①	小野寺	他社にて3年以上
②		
③		

